

## 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、健康保険組合の事業運営に関し、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度は、医療機関等が被保険者等に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金等として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ）に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的として導入されることになりました。

当健康保険組合では、平成18年1月1日以降の申請から下記要領により実施することとしました。

### 記

#### 1. 対象者

被保険者（出産貸付制度を利用する者を除く。）であって、出産育児一時金等の支給を受け見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者

#### 2. 申請方法

受取代理希望者は、組合が交付する受取代理専用の出産育児一時金請求書（事前申請用）に、受取代理人となる医療機関等（受取代理に同意した医療機関等）に記名・押印及びその他必要事項の記載を受け、被保険者記入欄を記載し健康保険組合あて申請を行う。

\* 申請前に、医療機関等が受取代理に同意願えるか確認してください。

#### 3. 添付書類

出産育児一時金請求書（事前申請用）には、次のいずれかを提示するかその写しを添付してください

- ・母子保健法第16条第1項の規程により交付された母子健康手帳
- ・上記以外で出産予定日を証明する書類

#### 4. 支払方法

##### (1) 医療機関等の出産に係る請求額が\*35万円以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等へ支払います。

なお、付加給付金（被保険者が出産したときは、22,000円、被扶養者である家族が出産したとき12,000円）については被保険者へ支払います。

##### (2) 医療機関等の出産に係る請求額が\*35万円未満である場合

出産に係る請求額を医療機関等へ支払い、その請求額と35万円との差額および付加給付金については被保険者へ支払います。

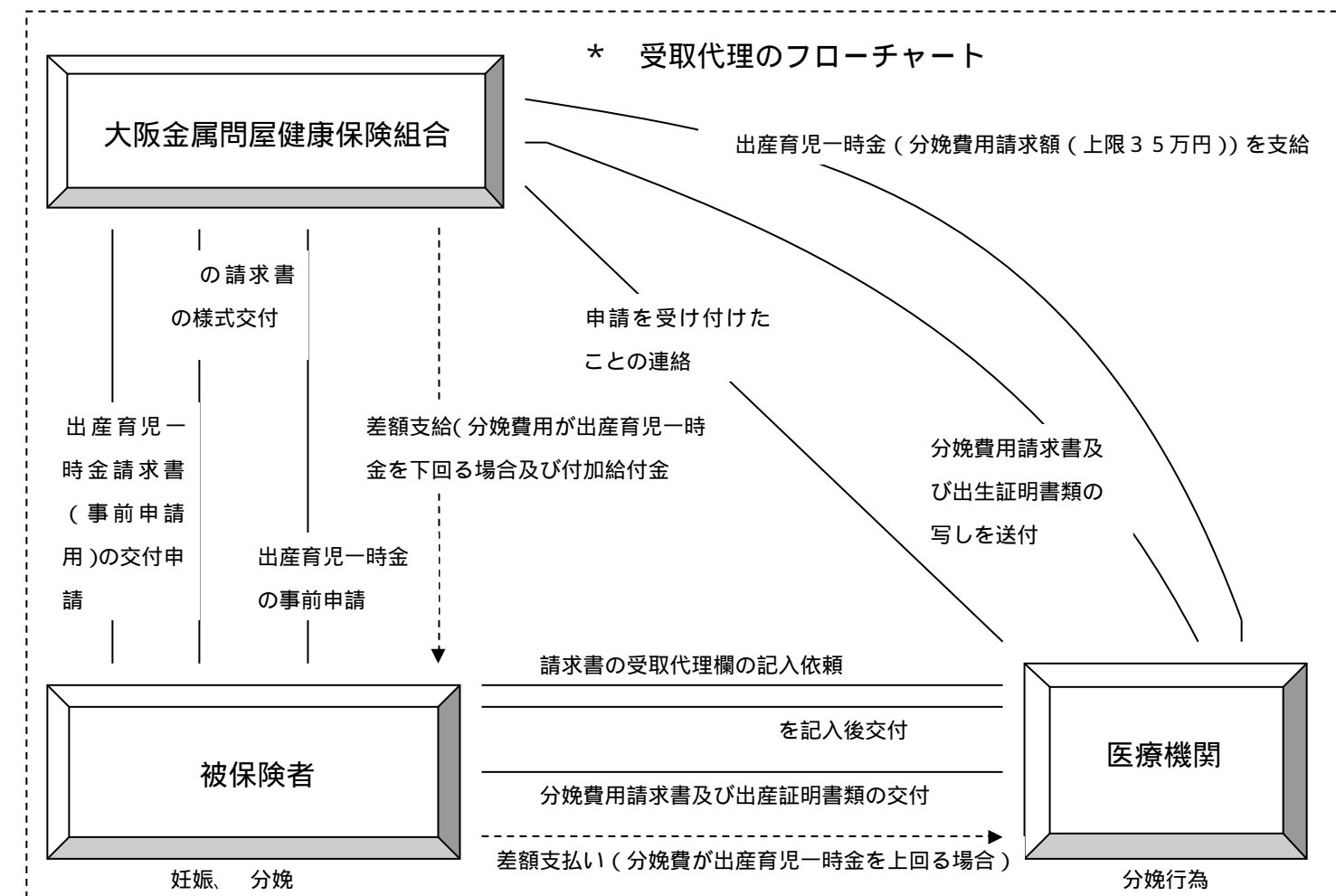
\* (1)・(2)の場合の35万円は、双子以上の出産のときは、その法定支払い額となります。

（例えば、双子の場合は、35万円を70万円と読み替えてください。）

#### 5. その他

(1) 受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合は、受取代理の取扱いができなくなります。

(2) 出産育児一時金請求書（事前申請用）を提出された場合、医療機関等と健康保険組合の間において、この請求書の受付の有無・分娩及び分娩費用に関する情報の提供を行うこととなります。



お問い合わせは、健康保険組合 業務課給付係までお願いします。

☎ 06-6271-0651